

# 市有墓地 ご使用の手引き

吹 田 市 環 境 部

## — 目次 —

墓地使用の手続き	2
1 墓石等の建立・刻印・撤去	2
(1) お墓を建立、建て直しする場合	2
(2) お墓や霊標に名前を刻印する場合	2
(3) お墓を撤去する場合	2
2 納骨（ご遺骨をお墓に納める）	3
(1) 初めて納骨する場合	3
(2) 別のお墓等から移動して納骨する場合	3
3 承継（墓地の使用権を引き継ぐ）	4
(1) 手数料	4
(2) 必要な書類	4
4 改葬（ご遺骨を移動する）	10
(1) 改葬の流れ	10
(2) 埋蔵事実の証明に必要な書類	10
5 変更（本籍地、住所、氏名等を変更する）	11
6 返還（不要になった墓地を返還する）	12
(1) 返還の流れ	12
(2) 必要な書類	12
7 帳簿（墓地の台帳）の閲覧	13
8 使用許可証の再交付	14
(1) 手数料	14
(2) 必要な書類	14
墓地使用に関するお願い	15
(1) 墓地利用について	15
(2) 使用区画の管理について	15
(3) 損傷等の届出について	15
(4) 各種手続きについて	15
お問い合わせ先	16
(1) 墓地の使用、改葬許可を除く各種手続き	16
(2) 改葬許可の手続き	16
参考資料（各種様式の記載例）	17

## 墓地使用の手続き

### 1 墓石等の建立・刻印・撤去

---

許可を受けた区画にお墓を建てるときや、墓石に名前を刻印するとき等は、事前に「工作物の設置申請書」を提出してください。また、作業が終了したときは速やかに、工作物の設置等が完了したことを報告してください。

#### 必要な書類

##### (1) お墓を建立、建て直しする場合

- ① 「吹田市有墓地工作物の設置等申請書」
- ② 仕様書（工事をする場合）
- ③ 図面
- ④ 建立前と建立後の写真

##### (2) お墓や霊標に名前を刻印する場合

- ① 「吹田市有墓地工作物の設置等申請書」
- ② 彫刻名の彫刻図
- ③ 刻印前と刻印後の写真

##### (3) お墓を撤去する場合

- ① 「吹田市有墓地工作物の設置等申請書」
- ② 撤去前と撤去後の写真

※ 撤去するときは、「改葬（ご遺骨を移動する）P10」、「返還（不要になった墓地を返すP12）」も合わせてご覧ください。

## 2 納骨（ご遺骨をお墓に納める）

---

お墓にご遺骨を納めるときは、事前に「埋蔵届」を提出してください。届出が無いものは埋蔵の記録として残らないため、墓地の使用状況を把握できなくなってしまいます。墓地を適正に管理するためにも必ずお手続きをお願いします。

墓地使用者がご逝去されている場合は、承継の手続きが完了した後に納骨の手続きをしていただきます。承継については、「承継（墓地の使用権を引き継ぐ）P4～P9」をご覧ください。

### 必要な書類

#### （1）初めて納骨する場合

- ① 「吹田市有墓地埋蔵届」
- ② 使用許可証
- ③ 埋火葬許可証（※1）

#### （2）別のお墓等から改葬して納骨する場合

- ① 「吹田市有墓地埋蔵届」
- ② 使用許可証
- ③ 改葬許可証（※2）

#### ※1 埋火葬許可証

死亡届を提出した際に交付される書類です。火葬を行ったときは、埋火葬許可証に、火葬場管理者が署名、押印したものが返却されますので、その原本を埋蔵届に添付してください。

納骨までに紛失してしまった場合は、死亡届を提出した市町村役場等に相談して、火葬したことが確認できる書類を取得してください。

#### ※2 改葬許可証

一度お墓に納骨されたご遺骨を他の施設に移動するときに必要な許可証です。改葬許可証は、納骨しているお墓が所在する市町村役場等で取得してください。

### 3 承継（墓地の使用権を引き継ぐ）

---

承継とは墓地の使用許可の地位等を引き継ぐことです。墓地使用者がお亡くなりになった後も相続人や親族が墓地を使用される場合は、「使用承継許可申請書」を提出して承継の許可を受けてください。市有墓地では、承継する権利を有する方全員の同意を得ていただいたうえで、「使用者の相続人」又は「埋葬、埋蔵されている者の相続人若しくは親族」のどちらかの方が承継できることとしています。

なお、民法（明治29年法律第89号）第897条では次のように規定されていますので、祖先の祭祀を主宰する方が使用許可の地位を継承することとしてください。

#### ○民法

##### （祭祀に関する権利の承継）

第897条 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がいるときは、その者が承継する。

2 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。

#### （1）手数料

使用許可証書換え手数料（100円）

#### （2）必要な書類

※住民票や戸籍謄本は市町村役場等で取得した原本を提出してください。

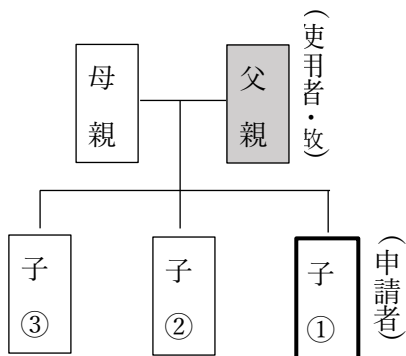
- ① 「吹田市有墓地使用承継許可申請書」
- ② 使用許可証
- ③ 申請者の本籍地を明らかにする書類
- ④ 申請者の住民票の写し
- ⑤ 承継の理由を証する書類（使用者のご逝去が確認できる戸籍謄本等）
- ⑥ 相続人又は親族であることを証する書類  
（使用者と承継者のご関係が確認できる戸籍謄本等）
- ⑦ 承継関係説明図（承継する権利を有する方すべてを記載した家系図）
- ⑧ 承継関係説明図の記載内容を確認するための書類  
（申請者以外の相続人又は親族を確認できる戸籍謄本等）
- ⑨ 使用者又は申請者以外の相続人若しくは親族の同意書

## 参考：必要な書類の作成例

例1)～例5)として示すのは一例です。必要な書類は親族状況等によって異なるため、ご不明な点は事前に環境政策室までにお問い合わせのうえ、ご準備いただきますようお願いいたします。

### 例1) 使用者（父親）の相続人（子）が承継する場合

- ア 使用許可証をご準備のうえ、承継許可申請書に必要事項を記載してください。
- イ 住所地のある市町村役場等で、「申請者(子①)」の本籍地が記載された住民票を取得してください。
- ウ 本籍地のある市町村役場等で、「使用者（父親）」の出生からご逝去まで連続した全ての戸籍謄本、除籍謄本(※1)、改製原戸籍(※2)を取得してください。
- エ 下図を参考に相続人となる方全てを記載した家系図を作成してください。



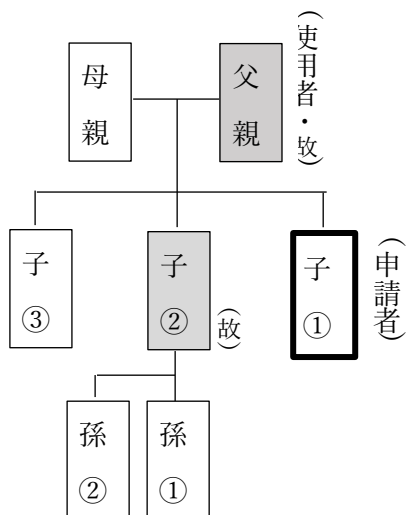
- オ 承継に関する同意書（P24）「母親」、「子②」、「子③」の3名全員が自署してください。

※1 除籍謄本… 転籍等により戸籍の全員が削除されている場合（除籍等）の戸籍謄本のことを言います。

※2 改製原戸籍… 戸籍簿は法改正により何度か作り替えられています。「改製原戸籍」とは、作り替えられる前の戸籍のことを言います。

## 例2) 使用者の相続人(子)が承継する場合(その2)

- ア 使用許可証をご準備のうえ、承継許可申請書に必要事項を記載してください。
- イ 住所地のある市町村役場等で、「申請者(子①)」の本籍地が記載された住民票を取得してください。
- ウ 本籍地のある市町村役場等で、「使用者(父親)」と「子②」の2名の出生からご逝去まで連続した全ての戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍を取得してください。
- エ 下図を参考に相続人となる方全てを記載した家系図を作成してください。



- オ 承継に関する同意書(P24)に、「母親」、「子③」、「孫①」、「孫②」の4名全員が自署してください。

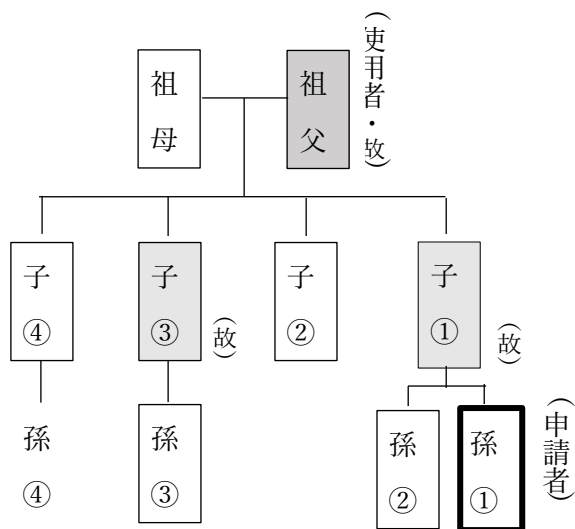
例3) 使用者(祖父)から相続人(孫)に承継する場合

ア 使用許可証をご準備のうえ、承継許可申請書に必要事項を記載してください。

イ 住所地のある市町村役場等で、「申請者(孫①)」の本籍地が記載された住民票を取得してください。

ウ 本籍地のある市町村役場等で、「使用者(祖父)」、「子①」、「子③」の3名の出生からご逝去まで連続した全ての戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍を取得してください。

エ 下図を参考に相続人となる方全てを記載した家系図を作成してください。

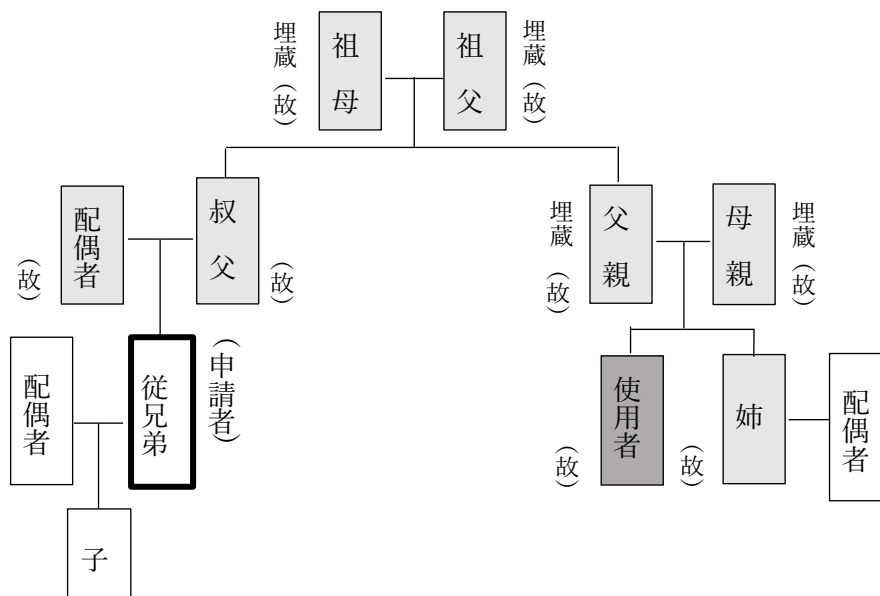


オ 承継に関する同意書(P24)に、「祖母」、「子②」、「子④」、「孫②」、「孫③」の5名全員が自署してください。



例4) 使用者に相続人がいないため、埋蔵者（祖父母、両親）の相続人若しくは親族（使用者の従兄弟）が承継する場合

- ア 使用許可証をご準備のうえ、承継許可申請書に必要事項を記載してください。
- イ 住所地のある市町村役場等で、「申請者（従兄弟）」の本籍地が記載された住民票を取得してください。
- ウ 本籍地のある市町村役場等で、「使用者」、「埋蔵者（祖父母）」、「埋蔵者（両親）」、「叔父」、「姉」、の7名の出生からご逝去まで連続した全ての戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍を取得してください。
- エ 「申請者（従兄弟）」の出生から現在までの全ての戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍を取得してください。
- オ 下図を参考に相続人となる方全てを記載した家系図を作成してください。

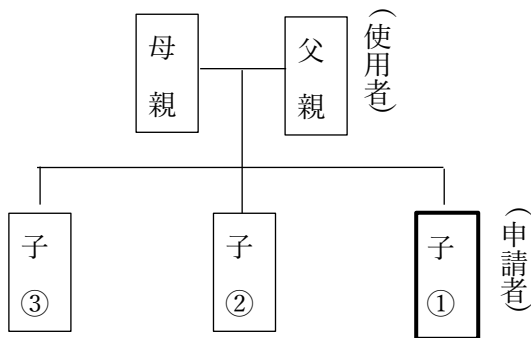


- カ 承継に関する同意書（P24）に、従兄弟（申請者）の「配偶者」と「子」、「姉の配偶者」の3名全員が自署してください。

### 例5) 生前承継の場合

原則として生前承継は認めませんが、使用者が重度疾病となり墓地の維持管理の履行が困難になったとき等、特段の事情が生じた場合はご相談ください。

- ア 使用許可証、医療機関からの診断書等をご準備のうえ、承継許可申請書に必要事項を記載してください。
- イ 住所地にある市町村役場等で、「申請者（子①）」の本籍地が記載された住民票を取得してください。
- ウ 本籍地のある市町村役場等で、「使用者（父親）」と「申請者（子①）」を含む戸籍謄本、改製原戸籍を取得してください。
- エ 下図を参考に相続人となる方全てを記載した家系図を作成してください。



- オ 承継に合意していることを記した確認書を作成し、「父親」と「子①」の双方が自署してください。

## 4 改葬（ご遺骨を移動する）

---

改葬とはご遺骨を別のお墓又は納骨堂に移すことです。市有墓地から改葬するときは、市民課（中層棟1階102番窓口）で改葬許可を受けてください。改葬許可の申請には、墓地管理者による埋蔵事実の証明が必要になりますので、事前に申請してください。

また、改葬先の施設の管理者にも手続き方法等を確認してください。

### （1）改葬の流れ

- ① 改葬先のお墓又は納骨堂等を決める。
- ② 改葬許可申請書に埋蔵事実の証明を受ける。
- ③ 改葬届申請書を市民課（中層棟1階102番窓口）に提出する。

### （2）埋蔵事実の証明に必要な書類

改葬許可申請書

※ 埋蔵事実の証明は即日交付できませんので、ご了承ください。

※ 改葬して墓地を返還するときは、「返還（不要になった墓地を返す）P12」をご覧ください。

## 5 変更（本籍地、住所、氏名等を変更する）

---

本籍地や住所、氏名等の届出内容に変更があったときは、速やかに「変更届」を提出してください。墓地使用に関する重要なお知らせを行う場合もありますので、必ずお手続きをお願いします。

### 必要な書類

- ① 「変更届」
- ② 使用許可証
- ③ 内容変更したものがわかる書類
  - ア 使用者の本籍地を明らかにする書類
  - イ 使用者の住民票の写し等

## 6 返還（不要になった墓地を返還する）

---

承継する場合を除き、不要になった墓地の使用権を第三者に譲ることはできません。墓じまい等により墓地の区画を返還する場合は、お墓に納められた全てのご遺骨を改葬した後、墓石等を撤去して更地に戻したうえで、「返還届」を提出してください。また、作業が終了したときは速やかに、墓石等の撤去が完了したことを報告してください。

### (1) 返還の流れ

手続きを進めるときは、事前に返還のスケジュール等をお知らせください。

- ① お墓に納められたご遺骨すべてを別のお墓等に移す。  
(詳しくは「改葬（ご遺骨を移動する）P10」をご覧ください。)
- ② 墓石等を撤去して更地にする。  
(詳しくは「墓石等の建立・刻印・撤去P2」をご覧ください。)
- ③ 返還届を提出する。

### (2) 必要な書類

- ① 「吹田市有墓地返還届」
- ② 使用許可証
- ③ 墓石等の撤去前と撤去後の写真

## 7 帳簿（墓地の台帳）の閲覧

---

墓地管理者が備える帳簿には埋蔵の記録等が記載されています。ご遺族やご親族は、墓地の使用状況を把握するのに必要な範囲で帳簿を閲覧していただくことができますが、使用者や埋蔵されている方との身分関係が確認できない場合や、墓地使用上の必要性が認められない場合は、閲覧請求を拒否させていただくことがありますのでご了承ください。

### 必要な書類

- ① 墓籍簿の閲覧申請書
- ② 使用者や埋蔵されている方との身分関係が確認できる書類

## 8 使用許可証の再交付

---

墓地の使用許可証を破損、紛失したときは「使用許可証再交付申請書」を提出して、再交付の申請をしてください。

### (1) 手数料

使用許可証発行手数料（100円）

### (2) 必要な書類

- ①「吹田市有墓地使用許可証再交付申請書」
- ②使用許可証（破損した場合のみ）
- ③身分証明証

※1 再交付後、紛失した使用許可証を発見したときは、古い使用許可証を返還してください。

※2 再交付申請の際、本籍地や住所、氏名等の届出内容に変更あるときは「変更届」を提出してください。（詳しくは「変更（記載内容を変更する）P11」をご覧ください。

## 墓地使用に関するお願い

---

### (1) 墓地の利用について

- ① 所定の場所以外での火気の使用は禁止となっております。火の取り扱いには十分にご注意ください。
- ② ゴミは指定以外の場所に捨てないようお願いします。
- ③ 市有墓地には駐車場がございません。お越しの際は近隣の有料駐車場をご利用になるか、公共交通機関をご利用いただきますよう、ご協力をお願いします。

### (2) 使用区画の管理について

他の使用者のご迷惑とならないよう、定期的に除草を行う等、使用区画の適正な管理をお願いします。また、市有墓地全体の環境保全にご協力いただきますよう、よろしくをお願いします。

### (3) 損傷等の届出について

誤って墓地の付属設備や他の使用者の墓石等を損傷、亡失したときは、速やかに「損傷等届」を提出してください。

#### 必要な書類

- ① 「損傷等届」
- ② 損傷等の状況がわかる写真等

### (4) 各種手続きについて

使用者等の権利を保護し、墓地を適正に管理するためにも、各種のお手続きを必ず行っていただきますようお願いいたします。特に使用者が亡くなったまま承継や埋蔵の届出がされていない場合は、その後の手続きがとても煩雑になってしまいますのでご注意ください。



## お問い合わせ先

---

手続きの申請書は各窓口にあります。また、吹田市ホームページよりダウンロードも可能ですので、ご利用ください。

また、ご不明な点やご質問等がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

(1) 墓地の使用、改葬許可を除く各種手続き

環境部 環境政策室（高層棟 2 階 232 番窓口）

電話 06-6384-1793（直）

e-mail [env-chiiki@city.suita.osaka.jp](mailto:env-chiiki@city.suita.osaka.jp)

吹田市ホームページ <http://www.city.suita.osaka.jp/>

(2) 改葬許可の手続き

市民部 市民課（中層棟 1 階 102 番窓口）

電話【証明】 06-6384-1237（直）

e-mail [shimin\\_k@city.suita.osaka.jp](mailto:shimin_k@city.suita.osaka.jp)

吹田市ホームページ <http://www.city.suita.osaka.jp/>

吹田市役所

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話 06-6384-1231（代）

## 参考資料

(各種様式の記載例)

吹田市有墓地使用承継許可申請書	_____	P 18
吹田市有墓地変更届	_____	P 19
吹田市有墓地使用許可証再交付申請書	_____	P 20
吹田市有墓地埋葬届	_____	P 21
吹田市有墓地返還届	_____	P 22
吹田市有墓地工作物の設置申請書	_____	P 23
同意書	_____	P 24
確認書	_____	P 25
墓石簿閲覧願	_____	P 26
市有墓地損傷等届	_____	P 27

記入例

吹田市有墓地使用承継許可申請書

令和3年 4 月 1 日

吹田市長 あて

申請者 本 籍 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番

住 所 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

氏 名 吹田 一郎

電 話 06-6384-1231

次のとおり承継の許可を申請します。

番号が不明のときは  
お尋ねください

承継しようとする 墓地区画	吹田市有 ○○ 墓地 ××× 番
承継の理由	×××が死亡したため
添付書類	<input type="checkbox"/> 使用許可証 <input type="checkbox"/> 承継する要因を証する書類 <input type="checkbox"/> 相続人又は親族であることを証する書類 <input type="checkbox"/> 本籍を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し <input type="checkbox"/> 地位の承継をすることができる者の同意書 <input type="checkbox"/> 申請者以外の相続人又は親族を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 墓地使用許可証書書換え手数料 <input type="checkbox"/>
摘 要	

用意している  
書類にチェックを  
入れてくださ  
い

記入例

吹田市有墓地変更届

令和3年 4 月 1 日

吹田市長あて

申請者 本 籍 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番

住 所 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

氏 名 吹田 一郎

電 話 06-6384-1231

次のとおり本籍等の変更の届出をします。

許可を受けた 墓地区画		吹田市有 ○○ 墓地 ××× 番
変更内容	変更前	<input type="checkbox"/> 旧住所 吹田市泉町 2 丁目 29 番 1 号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	変更後	<input type="checkbox"/> 新住所 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
添付書類		<input checked="" type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (抄本) <input type="checkbox"/>
摘 要		

記入例

吹田市有墓地使用許可証再交付申請書

令和3年4月1日

吹田市長あて

申請者 本 籍 大阪府吹田市泉町1丁目3番

住 所 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

氏 名 吹田 一郎

電 話 06-6384-1231

次のとおり使用許可証の再交付を申請します。

許可を受けた 墓地区画	吹田市有 ○○ 墓地 ××× 番
再交付の理由	使用許可証を紛失したため
添付書類	<input type="checkbox"/> 使用許可証（破損の場合） <input type="checkbox"/>
摘 要	

記入例

吹田市有墓地埋蔵届

令和3年 4 月 1 日

吹 田 市 長 あ て

申請者 本 籍 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番

住 所 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

氏 名 吹田 一郎

電 話 06-6384-1231

次のとおり埋蔵の届出をします。

許可を受けた 墓 地 区 画	吹田市有 ○○ 墓地 ××× 番
埋蔵の予定年月日	令和 3 年 4 月 20 日
埋 蔵 の 理 由	×××が死亡したため
添 付 書 類	<input checked="" type="checkbox"/> 使用許可証 <input checked="" type="checkbox"/> 改葬許可証又は埋火葬許可証 <input type="checkbox"/>
摘 要	

記入例

吹田市有墓地返還届

令和3年 4 月 1 日

吹田市長あて

申請者 本 籍 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番

住 所 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

氏 名 吹田 一郎

電 話 06-6384-1231

次のとおり返還の届出をします。

返 還 す る 墓 地 区 画	吹田市有 ○○ 墓地 ××× 番
返還の予定年月日	令和 3 年 4 月 20 日
返 還 の 理 由	承継者がいないため
添 付 書 類	<input checked="" type="checkbox"/> 使用許可証 <input type="checkbox"/>
摘 要	

記入例

吹田市有墓地工作物の設置等申請書

令和3年 4 月 1 日

吹田市長 へ

申請者 本 籍 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番

住 所 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

氏 名 吹田 一郎

電 話 06-6384-1231

次のとおり墓地の工作物等の設置を申請します。

許可を受けた 墓 地 区 画	吹田市有 ○○ 墓地 ××× 番
工 事 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 植樹 <input checked="" type="checkbox"/> 撤去
工事着工予定年月日	令和 3 年 3 月 10 日
工事完了予定年月日	令和 3 年 4 月 25 日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 図面 <input checked="" type="checkbox"/> 写真
摘 要	



記入例

# 同意書

令和3年 4 月 1 日

吹田市長あて

住所 吹田市泉町1丁目3番40号

届出人

氏名 吹田 一郎

吹田市有( 〇〇 )墓地 ××× 番に所在する 吹田 太郎 名義の墓地について、名義人は、令和3年 3 月 15 日死亡のため、当該墓地を届出人の 吹田 一郎

に墓地使用权を承継し、署名をもって異議なく同意いたします。

## 同意書

ご本人が自署してください。

住所 大阪市北区××××××××××

氏名 吹田 次郎

住所 高槻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 吹田 三郎

住所 吹田市\*\*\*\*\*

氏名 山本 花子

住所

氏名

住所

氏名

記入例

## 確 認 書

令和 3 年 4 月 1 日

吹 田 市 長 あて

届出人 住所 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号  
氏名 吹田 一郎

吹田市有 〇〇 墓地 ××× 番に所在する 吹田 太郎 名義  
の墓地について、当該墓地区画の使用権を譲渡することに、相違ありません。

譲渡者、譲受者ご本人が自署してください

譲 渡 者

住 所 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

氏 名 吹田 太郎

譲 受 者

住 所 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

氏 名 吹田 一郎

記入例

吹田市有墓地損傷等届

令和3年 4 月 1 日

吹田市長 あて

届出者 住 所 吹田市泉町1丁目3番40号

氏 名 吹田 一郎

電 話 06-6384-1321

使用区画 ○○ 墓地 ××× 番

次のとおり損傷等の届出をします。

損傷等した年月日	令和 3 年 3 月 28 日
損傷等した者	届出者 ・ その他 ( )
損傷等の区分	損傷 ・ 亡失
損傷等した区画 又は付属設備等	市有 墓地 番
	物置の扉
損傷、亡失した理由	閉まらなくなった
備 考	